

施設基準に関する事項

【特掲診療料】

- ・ 外来栄養食事指導料の注2に規定する基準
- ・ 外来栄養食事指導料の注3に規定する基準
- ・ 心臓ペースメーカー指導管理料～遠隔モニタリング加算
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ がん患者指導管理料イ
- ・ がん患者指導管理料ロ
- ・ がん患者指導管理料ハ
- ・ 糖尿病透析予防指導管理料
- ・ 婦人科特定疾患治療管理料
- ・ 二次性骨折予防継続管理料1
- ・ 二次性骨折予防継続管理料2
- ・ 二次性骨折予防継続管理料3
- ・ 救急外来医学管理料2
- ・ トリアージ実施体制加算
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料1
- ・ 連携充実加算
- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ 療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算
- ・ 心不全再入院予防継続管理料1及び2
- ・ 遺伝性疾患療養指導管理料
- ・ 開放型病院共同指導料
- ・ がん治療連携計画策定料
- ・ 外来排尿自立指導料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 医療機器安全管理料1
- ・ 在宅療養後方支援病院
- ・ 救急患者連携搬送料2
- ・ 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・ BRCA/2遺伝子検査
- ・ HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ・ 検体検査管理加算(I)
- ・ 検体検査管理加算(II)
- ・ 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・ コンタクトレンズ検査料1
- ・ 前立腺針生検法（MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの）
- ・ CT透視下気管支鏡検査加算
- ・ 経気管支凍結生検
- ・ 画像診断管理加算1
- ・ 画像診断管理加算2
- ・ CT撮影及びMRI撮影
- ・ 冠動脈C T撮影加算
- ・ 小児鎮静下MRI撮影加算
- ・ 乳房MRI撮影加算
- ・ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・ 外来化学療法加算1
- ・ 連携充実加算
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 心大血管疾患リハビリテーション（Ⅰ）
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅱ)
- ・ 廃用症候群リハビリテーション(Ⅱ)
- ・ 運動器リハビリテーション(I)
- ・ 呼吸器リハビリテーション(I)
- ・ がん患者リハビリテーション料
- ・ エタノールの局所注入（甲状腺）（副甲状腺）
- ・ 組織拡張器による再建手術(一連につき)(乳房(再建手術)の場合に限る。)
- ・ 椎間板内酵素注入療法
- ・ 緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの))
- ・ 緑内障手術(水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)
- ・ 緑内障手術【濾過胞再建術（needle法）】
- ・ 網膜付着組織を含む硝子体切除術
- ・ 乳がんセンチネルリンパ節加算2(単独法)
- ・ 乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの、伴うもの）
- ・ ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術
- ・ 気管支バルブ留置術
- ・ 肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・ 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルを含むもの）
- ・ ペースメーカー移植術・交換術
- ・ 大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
- ・ バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- ・ 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・ 膀胱水压拡張術
- ・ 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・ 腹腔鏡下直腸切除・切断術(切除術、低位前方切除術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ・ 腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・ 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術支援機器を用いるもの）
- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術
- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術
- ・ 輸血管理料(II)
- ・ 輸血適正使用加算
- ・ 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・ 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静1及び2
- ・ 麻酔管理料1
- ・ 麻酔管理料2
- ・ 放射線治療専任加算
- ・ 外来放射線治療加算
- ・ 高エネルギー放射線治療
- ・ 乳がんに対する全乳房照射の場合
- ・ 1回線量増加加算
- ・ 画像誘導放射線治療（IGRT）
- ・ 保険医療機関間の連携による病理診断
- ・ 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作成
- ・ 病理診断管理加算1
- ・ 悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 入院ベースアップ評価料140
- ・ 看護職員処遇改善評価料61

2026年9月1日